

(一財) 北海道建築指導センターと (一財) 日本建築センター



は連携協定を締結しました (2018年9月3日締結)

(一財) 北海道建築指導センター (以下「センター」) と
(一財) 日本建築センター (以下「BCJ」) は、建築活動の発展と
建築物の質の確保・向上を目指し、それぞれの特色を生かしながら、
連携した取組を新たに開始します。



◆◆ 連携による新たな取組 ◆◆◆

◇建築物に係る技術情報の普及に関すること (協定締結後から)

① BCJ 書籍の販売

建築技術基準の解説など BCJ が編集・発行した
書籍をセンターで販売します。



② BCJ 講習会の道内開催

これまで東京・大阪で開催していた BCJ 技術セミナーなどを
道内で開催します。

※2018 年度は、木造建築技術者向けに、BCJ 技術セミナー「構造設計シ
リーズ/木造編 基礎 I コース」を 11/26、27 に札幌市で開催します。

※書籍、セミナーとも、センター情報会員の方は、BCJ 情報交流会正会員と同じ割引価格となります。

◇建築物の審査の充実に関すること (10/1 から)

③ 審査機関 (BCJ) の取り次ぎ

500 m²を超える建築確認など、センターの業務外の建築審査について
BCJ に取り次ぎます。センターに申請書類をお持ちいただければ、
センターから BCJ に送付します。(送料は両機関で負担します。)



④ WEB 会議システムを利用した BCJ との打ち合わせ

BCJ に申請予定若しくは申請した建築審査について、事前相談、審査打合せ等を、
センターの WEB 会議システムを利用して行えます。

センターにお越しいただければ、東京に行くことなく、BCJ の担当者と複数名で、
対面による打ち合わせが可能です。



一般財団法人 北海道建築指導センター

〒060-0003

札幌市中央区北3条西3丁目1札幌北三条ビル8F

TEL:011-241-1893 FAX:011-232-2870



一般財団法人 日本建築センター

BCJ 〒101-8986

東京都千代田区神田錦町1丁目9番地東京天理ビル

TEL:03-5253-0461 FAX:03-5281-2821

一般財団法人日本建築センターと一般財団法人北海道建築指導センターとの連携協定（抜粋）

一般財団法人日本建築センター（以下「甲」という。）及び一般財団法人北海道建築指導センター（以下「乙」という。）は、我が国の建築活動の円滑化と建築物の質の向上を目指し、相互に連携した業務を実施するため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、両機関が有する人的・物的・知的資源を活用して、相互に連携して業務を実施することにより、建築物に係る技術情報の効果的な普及、建築物に係る審査の合理化・迅速化、建築物に係る調査・研究の促進等を図り、もって我が国、特に北海道における建築活動の円滑化と建築物の質の確保・向上に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第3条 甲及び乙は第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携する

- 一 建築物に係る技術情報の普及に関すること
- 二 建築物に係る審査の充実に関すること
- 三 建築物に係る調査・研究の促進に関すること
- 四 その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

<連携による主な取組>

① BCJ 書籍の販売

センターでは次の BCJ 書籍を閲覧・販売します。その他の BCJ 書籍についてはセンターが BCJ に取り次ぎをします。

「ひとりで学べる木造の壁量設計演習帳」「構造計算適合性判定を踏まえた建築物の構造設計実務のポイント」

「木造建築物の防・耐火設計マニュアル ー大規模木造を中心としてー」

② BCJ 講習会の道内開催

平成 30 年度は木造建築技術者向けに、BCJ 技術セミナーを次の通り共同開催します。このセミナーは毎年定期的に開催を予定していますので、若手技術者向けの研修としてご利用ください。

・「構造設計シリーズ/木造編 基礎 I コース」<木造軸組構法住宅の壁量、N 値、床倍率の計算演習>

・平成 30 年 11 月 26 日～27 日 10:00～17:00 北海道自治労会館 3F 中ホール

※①②とも、センター情報会員の方は BCJ 情報交流会正会員と同じ割引を受けられます。

[申し込みサイトはこちらから](#)

③ 審査機関(BCJ)の取り次ぎ

センターの業務外の建築物の審査機関として BCJ に取り次ぎます。センターに申請書類をお持ちいただければ、センターから BCJ に送付（送料は両機関で負担）する他、WEB 会議システムによる BCJ との打ち合わせができます。

※両機関の主な建築技術審査の業務範囲

	北海道建築指導センター（センター）	日本建築センター（BCJ）
建築確認	500 m ² 以下の住宅	500 m ² を超える建築物
省エネ適判	10,000 m ² 未満の特定建築物	特定建築物（規模に関わらず）
構造計算適合性判定	業務外	全建築物

④ WEB 会議システムを利用した BCJ との打ち合わせ

BCJ にご申請またはご申請予定の方は、センターにて BCJ 担当者とシステムを利用して、複数名で対面での打ち合わせができます。センターにシステムの利用申し込みをしていただければ、日程を調整のうえ打ち合わせ日時をご連絡します。